

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	動物愛護センター
委託業務名	狂犬病予防法に基づく犬の登録申請書の受領等に関する業務委託
委託業務場所	公益社団法人滋賀県獣医師会会員動物病院
概要	・ 狂犬病予防法に基づく犬の登録申請書の受領 ・ 犬の鑑札の交付 ・ 登録手数料の徴収 ・ 狂犬病予防注射済票交付 ・ 注射済票交付手数料の徴収
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契約年月日	令和6年4月1日
契約金額	犬の登録申請書の受領及び登録手数料の徴収並びに犬の鑑札の交付 1件あたり 585円 狂犬病予防注射済票の交付及びそれに係る手数料の徴収 1件あたり 244円
契約の相手方	〔所在地〕 滋賀県大津市松本一丁目2番20号 〔名称〕 公益社団法人 滋賀県獣医師会
契約相手方の選定理由	狂犬病予防法第5条に基づく狂犬病予防注射は獣医師が行うものであり、本市の事務である犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付は、予防注射実施時に付随して行うものであることから、市内の動物病院が加入する（公社）滋賀県獣医師会に委託する。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。